

令和元年度(2019年度) 第8回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会  
議事録(概要版)

1 日 時

令和2年(2019年)3月27日(金) 14時00分～15時45分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮 原 進 (一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長)

副部会長 薄 井 タカ子 (税理士法人薄井会計代表社員)

特別委員 西 島 猛 (元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役)

特別委員 今 野 廣 (旭川工業高等専門学校名誉教授)

特別委員 大 野 剛 志 (旭川大学保健福祉学部准教授)

特別委員 佐々木 清 貴 (留萌市都市環境部都市整備課嘱託職員)

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 和 浩

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査(商工振興) 鈴木 誠 之

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査(商工振興) 豊川 敦 洋

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課専門主任 間 宮 寿 之

留萌振興局産業振興部商工労働観光課主査(資源・エネルギー) 塚本 滋 彦

留萌振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事 廣瀬 愛 実

4 傍聴者 0名

5 審議事項

「旭川豊岡タウンプラザ GU棟 SHOE・PLAZA棟」(旭川市)

6 議事要旨

(1) 「旭川豊岡タウンプラザ GU棟 SHOE・PLAZA棟」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(2) 「留萌ショッピングセンター」(留萌市)の法第6条第2項(変更)の届出についての事務的説明

(3) 「ツルハドラッグ旭川永山3条西店」(旭川市)の法第5条第1項(新設)の届出についての事務的説明

(4) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回の開催日程は4月15日(水)を予定していることを報告した。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮が満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。